

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成23年 2 月 28 日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1 号 愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第12 議案第 8 号 海部地区水防事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第 9 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第10号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第11号 平成22年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第16 議案第12号 平成22年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第13号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第18 議案第14号 平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第19 議案第15号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第20 議案第16号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第21 議案第17号 平成23年度愛西市一般会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成23年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成23年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 平成23年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 平成23年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第29 陳情第 1 号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情につ

いて

日程第30 陳情第4号 国民健康保険制度の改選と都道府県単位化（広域化）に反対を求め
る陳情について

日程第31 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷺野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会計室長	伊藤 忠俊 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	飯田 十志博 君	教育部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	上下水道部長	大島 静雄 君
市民生活部長	篠田 義房 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	横井 勤 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	伊藤 浩幹
書記	田尾 武広		

午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、8番・竹村仁司議員、9番・鷺野聡明議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成22年12月22日と平成23年2月21日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成22年12月22日と、平成23年2月21日は正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月28日から3月22日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの23日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の日永貴章議員、お願いいたします。

**○15番（日永貴章君）**

海部南部水道企業団議会の報告をさせていただきます。

海部南部水道企業団は、お手元に配付された資料のとおり、平成22年12月24日、海部南部水道企業団におきまして、平成22年第4回定例会が開催されました。

付議事件といたしましては、議案第12号：海部南部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号：平成22年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第4号）について、両議案とも異議なく可決・決定いたしました。

以上にて報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の近藤健一議員、お願いいたします。

**○23番（近藤健一君）**

海部地区急病診療所組合の報告をいたします。

平成23年2月16日、海部地区急病診療所2階にて平成23年度第1回定例会が行われました。

付議事件といたしましては、議案第1号：平成23年度海部地区急病診療所組合一般会計予算について、予算総額1億3,050万円です。議案第2号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、両方とも全員賛成で可決されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

**○14番（加藤敏彦君）**

海部地区水防事務組合議会について報告いたします。

2月17日午前10時より、津島児童科学館におきまして平成23年第1回海部地区水防事務組合議会定例会が行われました。

付議事件は3件でした。

議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、これは合併に伴う変更で、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成22年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）は、補正額200万円で、予算総額3,173万2,000円で、これは繰越金の増額補正で、全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成23年度海部地区水防事務組合一般会計予算について、歳入歳出の予算総額は2,617万8,000円で、前年度比355万4,000円の減額です。愛西市の分担金としては403万4,000円であります。議案第3号は、全員賛成で可決されました。以上です。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、海部地区環境事務組合議会議員の榎本雅夫議員、お願いいたします。

### ○16番（榎本雅夫君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

平成23年第1回海部地区環境事務組合議会定例会が、2月22日、津島の新開センターで行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：平成22年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）について、補正額は16億2,427万4,000円、補正後の予算総額63億6,365万7,000円で、全員賛成で可決されました。

次に、議案第2号：平成23年度海部地区環境事務組合一般会計予算について、予算総額は44億3,195万8,000円で、全員賛成で可決されました。

次に、議案第3号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、全員賛成で可決されました。

次に、経過報告については、添付させていただきましたので御一読ください。

最後に、八穂センターの見学については、事前に事務局に連絡をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

### ○議長（大宮吉満君）

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

### ○12番（岩間泰彦君）

それでは、庁舎建設等調査特別委員会の報告をいたします。

第1回の庁舎建設等調査特別委員会は、平成23年2月21日に、市役所委員会室におきまして、正・副議長にも出席していただき開催いたしました。

今回は初めての会合であり、昨年12月に作成、配付された愛西市庁舎整備基本計画（案）について、理事者側から詳細な説明を受けてから、質疑・応答ということで始まりました。

担当の行政経営推進室室長から、本計画は、庁舎検討委員会の答申を踏まえ、庁舎整備の基本的な事項をまとめたもので、今後策定する基本設計、実施設計において具体的な検討を進めるための基本的な考え方を示したもので、パブリックコメントを行ったが意見はなかったこと、職員数330人、議員数20人などの条件のもと、各種算定に基づき、総合庁舎の延べ床面積はおおむね1万1,500平米が適当、建設場所は現庁舎敷地に増築を基本とすること、その場合の施設は会議室棟の建てかえを基本とすること、概算事業費は全体で約35億円の見込み、事業スケジュールとして供用開始時期は平成27年度目標であること、整備手法は従来方式など、詳細な説明がございました。

その後、整備基本計画などについて、次のような質疑・応答がありました。

概算事業費約35億円の内訳金額はどの質問には、建てかえに伴う建設費は8,550平米で約29億円、既存庁舎の耐震補強、アスベスト除去工事、改修費等は約5億8,000万円、会議室棟の

解体工事2,850万円で、計約35億円。

次に、建設費29億円は高いのでは、坪単価は幾らかの質問には、平米当たり34万円で、環境品質などを配慮したCASBEEあいちによる評価Aクラスを目標としたもので、増築の田原市は34万4,000円であり、29億円はアッパーリミットとの回答がございました。

さらに、耐震工事を含む改修費の単価は幾らか。差がないならば改修工事はやめた方がよいのではとの質問には、改修費は平米当たり23万円。

その他、出張所整備検討報告書については、3支所に加えて、利用状況、人口などから永和出張所の存続をとという質問がございました。

ほかにもいろいろ質疑・応答がありましたが、長期にわたり調査・検討する課題であり、継続して審議することを確認して、終了といたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成22年11月から平成23年1月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕はともかく、昼間は日差しもようやく春めいてまいりました。

本日、ここに平成23年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず、全員の皆様の御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

本年最初の定例会に当たり、平成23年度予算案並びに関連諸議案の審議をお願いするに際しまして、市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただき、議員各位を初め、市民の皆様のお理解と御賛同を賜りたいと思います。

さきに内閣府から発表された昨年10月から12月期の国内総生産の速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.3%減、年率換算では1.1%減になったと伝えられております。5四半期ぶりにマイナス成長に転じました。要因は、エコカー補助金の終了やたばこ増税を前にした駆け込み需要の反動で、個人消費が2期ぶりに減少し、輸出も落ち込んだと報道されています。

ただ、足元では設備投資やアジア向け輸出が上向いており、1月から3月期はプラス成長に転じる公算が大きいなど、景気は足踏み状態から抜け出し、緩やかな回復軌道に戻るという予測がされております。

また、愛知県内の景気動向指数及び景気の先行きを示す先行指数は、3ヵ月ぶりに前月を上回りましたが、景気の現況におくれて動く遅行指数は3ヵ月連続で下回っていると報道され、これまでの動きからしますと、景気回復にはまだまだ時間がかかる模様となっております。

平成23年度の予算編成は、社会経済情勢の影響を受けて、従来に増して税収減が余儀なくされるという事態であり、国においては、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとし、従来の配分割合が固定化している予算配分を、省庁を超えて組み替えることも考えられておりますので、今後、地方財政への影響が懸念されます一括交付金や子ども手当など、政策に変化があることも予想され、一層情報収集に努めながら、動向を注視していかなければならないと考えております。

市におきましては、将来にわたり持続可能な財政運営をするため、限られた財源を効率よく効果的な事業に配分して、少しでも市民満足度を高める行財政運営を念頭に予算編成作業に取り組んだところであります。

「信頼・共生・協働」を引き続き推進し、総合計画に掲げた市民と行政との協働による「人々が和み、心豊かに暮らすまち」を実現するため、生活課題や行政課題の成果目標に対する有効性を検証しながら、PDCAサイクルにより継続的に事業の改善に取り組んでまいります。

このような中で、税条例と国民健康保険税条例の見直しを提案させていただきました。

税条例につきましては、平成17年4月の市町村合併から合併特例法の地方税に関する特例適用期限の5年が到来しますので、市街化区域内に存在する農地に対する課税（ただし、生産緑地指定を受けた農地は除きます。）を宅地並みに課税するため、算定方法などを改めるものであります。

国民健康保険税条例につきましては、合併後の税率については、合併協議の中で旧町村の一番低い税率を適用し今年度まで課税してまいりました。国保会計の財政状況ですが、過去5年間の実質単年度収支は毎年度赤字決算であり、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れにより苦しい財政運営を続けてまいりました。こうした財政状況を踏まえ、税率改正については国民健康保険運営協議会の御意見をお聞きしました。合併前の旧4町村の平均税率を基本に、近隣市町の現行税率を参考に税率を改めさせていただきたいというものであります。あわせて低所得者層への軽減率も引き上げ、見直しをさせていただきましたので、実情を御賢察いただきますとともに、御理解を賜りたいと存じます。

次に、地方議会議員年金制度についてであります。議員各位におかれましては、既に御承知のこととは存じますが、現在開会中の通常国会において、地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる法案が提出される予定でございます。廃止の時期は本年6月1日で、年金制度廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用を総務省の方針通り予算計上いたしました。

新年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の予算総額につきましては376億3,740万7,000円で、前年比4.2%の増額予算となっております。一般会計歳入歳出予算総額は225億7,600万円で、前年度比3.5%の増となりました。

一般会計を主に、その概要を総合計画の基本理念別に御説明申し上げます。

「和み」として、犯罪が少なく、いくつになっても安心して平和に暮らせるまちをつくる施策で、勝幡駅周辺整備事業を引き続き進めるため、街路工事の着手とともに、海部津島土地開発公社により代行取得した事業用地の買い戻しを含め、関連する各種事業の整備時期、手順などの調整を含め、市内道路の改良工事費を計上いたしました。

「ゆとり」として、住みなれた地域で、心豊かにゆったりと過ごすことができるまちをつくる施策で、子ども手当は3歳未満児1人当たり月額2万円、3歳以上中学校終了までの子供1人当たり月額1万3,000円を支給する予算を計上いたしました。新規事業としまして、花ハスや、本市の特産品であるレンコンを初めとする自然資源や歴史的資源の活用を通じて、活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するとともに、観光事業の振興を図り、文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的に、観光協会を8月に向け設立する予定であります。

農業振興においては、引き続き集団転作及び農畜産振興会などに対する補助金を計上し、農協と連携して特産品の育成に努めてまいります。また、県内で発生した鳥インフルエンザ対策については、庁内に対策本部を設けて、素早い対応ができるよう準備を進めているところでございます。

そして、マスコットキャラクター「あいさいさん」のグッズを作成し、本市の魅力を、市内はもとより、市外に向けて発信するPR手段として、外国語表記をした観光パンフレット作成費などを計上いたしました。

「安心」として、地域のなかでお互いが支え合い、安心して暮らせるまちをつくる施策で、本年9月の供用開始に向けて総合斎苑建設関連工事及び備品整備費などを計上してございます。新規事業としまして、総合的な防災体制を確立する一環として、地域の自主防災組織の活動拠点とし、市の避難所として位置づける「防災コミュニティセンター」の整備、及び65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、地震による家具の転倒防止用具等取り付け費などのほかに、児童・生徒の安全確保と防災意識の高揚、防災体制を充実するためのシステム導入費なども計上いたしております。

「快適」として、生活環境の快適性が図られ、利便性に配慮されたまちをつくる施策で、農業集落排水事業及び公共下水道事業のための特別会計への繰り出しを行い、市街化区域等に下水道を設置する管路施設等工事費を計上し、快適な住環境整備を構築してまいります。新規事業としては、老朽化する橋梁に対応するため、橋長15メートル以上の橋梁を長寿命化修繕計画に従い、本年度を初年度として、計画的に維持管理のための修繕工事を進めてまいります。

「便利」として、仕事をしていても、年をとっても、便利に暮らすことのできるまちをつくる施策で、庁舎整備基本計画に基づき、特別委員会との協議も踏まえながら、統合庁舎の基本設計の策定などを進めます。また、巡回バス運行事業費、NPO法人などの民間が行う放課後

児童クラブ事業に対し、運営費を助成する児童クラブ事業等補助金等を計上しております。

「健やか」として、未来に向けて、子供たちの健やかな成長を願い、その環境があるまちをつくる施策で、昨年度補正予算でお願いをいたしました子宮頸がん等予防ワクチン接種に要する費用の一部を公費負担することにより、対象者の経済的負担の軽減を図り、接種の促進を図ってまいります。新規事業といたしまして、国の緊急雇用創出事業基金事業を活用して、各小学校における備品台帳のデータベースと、学校施設の環境美化・小規模修繕等の環境整備の推進事業費、及び（仮称）愛西市学校給食センター建設の完成に向けた経費を計上しました。

なお、予算の詳細につきましては、概要書にまとめさせていただいたものをお手元に示させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、条例の制定、一部改正を6議案お願いしておりますが、このうち主なものについて述べさせていただきます。

議案第1号につきましては、市内の駅周辺及び住宅地周辺等の交通の円滑化を図るためと、市有財産を駐車場として有効に活用するため、条例制定をお願いするものであります。

議案第2号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員につきまして、育児休業及び部分休業を取得することができるように改めるものであります。

議案第3号につきましては、職員の病気休暇制度を改めるのに伴い、従来結核性疾患による病気休暇の期間は1年とする特例を廃止するために改めるものであります。

議案第6号につきましては、出産育児一時金の支給額の改正とあわせて、根拠規定を本則にいたしたく、改めるものであります。

議案第10号につきましては、総合斎苑の指定管理者を、指定管理者選定委員会の結果に基づき議決をお願いするものであります。

また、平成22年度一般会計、特別会計補正予算6議案をお願いしておりますが、主に国の緊急経済対策として交付されます地域活性化・きめ細かな臨時交付金と地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金に関連する事業の追加と、事業等実績見込みによります内容について、それぞれ補正計上をお願いいたしました。

以上、本議会には、条例の制定1件、一部改正5件、規約の変更3件、指定管理者の指定1件、平成22年度補正予算6件、平成23年度予算8件の合計24件をお願いしております。

御提案申し上げます議案につきましては、それぞれ担当部長から詳細説明をさせていただきます。各議案とも十二分に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第1号（提案説明）

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第1号について御説明を申し上げます。

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について。

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、市内の駅周辺及び住宅地周辺等の交通の円滑化を図るため、並びに市の財産を有効に活用するため、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第1号：愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例ということで、条例のほかにも、議案第1号資料といたしまして、条例施行規則（案）をあわせて配付させていただいておりますので、あわせてお願いをいたします。

それでは、第1条から順次御説明申し上げます。

第1条でございますけれども、趣旨として、駅住宅周辺等の交通の円滑化を図るためと、市有財産の有効性を図るために駐車場を設置いたしまして、管理する条例を制定させていただくものでございます。

第2条としましては、名称及び位置といたしまして、別表1のとおり、5ヵ所を設置するものでございます。

第3条におきましては、管理といたしまして、市が直接管理する規定でございます。ただし、既存にあります稲葉と名神西保団地の駐車場におきましては、従来どおり利用者が管理をする規定となっております。

第4条につきましては、利用方法を規則委任する規定でございます。規則の第2条で、駐車箇所を指定して、月決めで事前に利用申請書の提出をいただきまして、市長の許可を受けていただくこととなります。また、広く市民に利用していただくために、空きが出た場合とか、利用継続していても5年をめどに再公募をさせていただくものでございます。

第5条におきましては、利用の許可といたしまして、利用希望者からの内容申請を審査いたしまして、適切であれば、規則第3条の許可書を交付する規定となっております。

また、今後、市が料金を見直す場合におきましては、6ヵ月以上前に利用者に告知をすることと、様式の第2号の注3に規定をいたしております。

第6条につきましては、利用の終了といたしまして、利用者側から利用をやめる場合の手続を規則第7条に委任してございまして、利用を終了する2ヵ月前までに利用終了届を提出いただくということでございます。

第7条におきましては、転貸の禁止を規定しております。

第8条については、駐車できる車両といたしまして、道路運送車両法の施行規則別表第1に規定されております普通自動車、小型自動車、軽自動車で、長さが5メートル以内、幅が2メートル以内、高さが2.4メートル以内とさせていただきます。

第9条につきましては、駐車制限といたしまして、危険車両等の駐車を禁止する規定でござ

ざいます。

第10条におきましては、駐車料金の規定でございまして、別表第2に掲げてございまして、5カ所の駐車場ごとの1区画の月額駐車料金を規定いたしておるところでございまして。

第11条でございまして、料金の徴収方法といたしましては、上半期分の4月から9月分までを4月に、下半期分の10月から3月分を10月に納入していただく、半年分前払いの方法とする規定でございまして。

第12条におきましては、料金の減免といたしまして、緊急自動車、防災活動車等の自動車を対象といたします。

第13条におきましては、料金の還付ということでございまして、条例の第6条の利用の終了が確定した場合とか、条例第16号に規定いたします市側の事情で駐車場を休止する場合、あるいは利用者の責任がない利用中止の場合には、利用料金を還付させていただくというものでございまして。

第14条といたしましては、禁止行為でございまして、他人の自動車に迷惑をかける行為とか駐車場施設を損傷などする行為、また著しく風紀を乱す行為をしたりするおそれがある行為を禁止いたしまして、禁止行為をした者に対して退去を命ずることができるということを定めております。

第15条におきましては、損害賠償の規定でございまして、利用者が故意とか過失によりまして駐車場とか附属施設を汚損したり損傷などしたりして第三者に損害を与えた場合におきましては、その損害を賠償しなければならないという規定を定めたものでございまして。

第16条におきましては、利用の休止でございまして、市が駐車場の補修等で利用を休止する場合におきましては、その旨を駐車場に掲示したり、利用者に直接、規則第8条の第3項で規定する駐車場の利用休止通知書で通知をするということにございまして。

第17条におきましては、委任といたしまして、条例の施行に関する細部の定めを規則で定めるといってございまして。

附則第1項につきましては、条例の施行期日でございまして、本年の10月1日から施行する規定でございまして。

附則の第2項におきましては、この条例の施行によりまして愛西市使用料条例を廃止する規定でございまして、使用料条例にありました斎場につきましては、昨年9月議会におきまして、愛西市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の附則で削除がされてございまして、残りました市営駐車場につきましては、この条例に規定をいたしましたので、廃止させていただくものでございまして。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを

議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第2号について説明を申し上げます。

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとす。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第2号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというので、これにつきましては、議案第2号の資料1の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条に第3号を加えておりますが、内容につきましては、育児休業をすることができない職員の改正でございまして、従来、非常勤職員におきましては育児休業をすることができないとされておりましたけれども、次のア、イ、ウに該当する非常勤職員におきましては、今回で育児休業ができるとするものでございます。

アにつきましては、任命権者を同じくする特定職に引き続き1年以上在職して、子の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれる者で、勤務日の日数を考慮して市長が定めるものと規定をいたしております。

イにつきましては、第2条の2第3号に該当いたします非常勤職員の子の1歳到達日に育児休業をしている場合と規定しております。

ウにつきましては、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者を規定しております。

おめくりいただきまして、2ページの第2条の2をお願いいたします。

条文は、今回の改正で新たに加えられました条でございますが、非常勤職員の育児休業の期間を示したものでございます。

第1号は、非常勤職員の育児休業の期間は、原則、子の1歳到達日であることを規定しております。

第2号は、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子が1歳2ヶ月に達する日まで育児休業することができるものと規定しております。

第3号におきましては、非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合で、1歳到達日以後に養育する予定であった配偶者が負傷、疾病等により養育が困難になった場合等においては、1歳6ヶ月に達する日まで育児休業することができる規定でございます。

続きまして、4ページの第3条をお願いいたします。

第3条に第6号、第7号を加えておりますけれども、内容といたしましては、現在の再度の

育児休業をすることができる特別の事情に加え、非常勤職員のうち、1歳から1歳6ヶ月まで育児休業をしようとする者、任期の末日まで育児休業をしている者で、任期の更新または採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者について、再度の育児休業をすることができることを加えたものでございます。

続きまして、第19条でございますけれども、内容としましては、育児休業の改正と同じでございます。これまで非常勤職員につきましては部分休業をすることができないとされておりましたけれども、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員におきましては、勤務日の日数及び勤務時間を考慮いたしまして、市長が定める非常勤職員については部分休業することができる規定としたものでございます。

第20条につきましては、非常勤職員については、部分休業の承認は、勤務時間の始め、終わりにおいて30分を単位として行うことの規定としております。

第2項につきましては、第3項に非常勤職員の部分休業の規定を新設したことに伴いまして、文言の整理でございます。

第3項につきましては、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない時間内で行うものとしまして、保育時間を承認されている場合は、2時間から保育時間を減じた時間を超えない範囲内で行うということを規定しております。

第21条については、部分休業をしている職員の給与の取り扱いについては、非常勤職員についても規定を加えております。

お戻りをいただきまして、附則でございますけれども、この条例につきましては、23年の4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上で、議案第2号の説明とします。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第3号について説明申し上げます。

愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、職員の病気休暇制度を改正するのに伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第3号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、これにつきましても資料1の新旧対照表をお願いいたします。

第24条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に、「又は」を「若しくは」に改めるものは、今回の条例改正を行うに当たりまして、愛知県の準則に担う形で訂正をさせていただくものでございます。

今回の改正におきましては、従来 of 条文の中にごございました（結核性疾患による場合は1年）を削らせていただくところが改正のポイントでございます。これにつきましては、連続する病欠休暇の上限が原則90日と病欠休暇制度が改正されたことに伴いまして、従来は結核性疾患による病欠休暇等につきましては、給与の半減までの期間を1年としていた特例を廃止するものでございます。

第3項につきましては、勤務しない期間には、病欠休暇の日のほかに、週休日、休暇日等及び年末年始の休日等が含まれること、月の途中で給与が減額される場合における給料は日割り計算で行うことを市長が定める旨を伝えております。

お戻りをいただきまして、附則をお願いします。

附則の第1項につきましては、この条例は、平成23年4月1日から施行するものとしたものでございますし、第2項におきましては、この条例の施行日前から結核性疾患に係る療養のための病欠休暇を取得していた者につきましては、従来どおり1年が適用されるというものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第4号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第4号について説明申し上げます。

愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、市町村の合併の特例に関する法律による地方税に関する特例の適用期限が到来することに伴い、市街化区域内にある農地（生産緑地を除く。）に対する課税を宅地並み課税にするため、必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第4号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例の一部を次のように改正するというので、これにつきましては、資料の2に従いまして御説明申し上げますので、資料2の方をお願いしたいと存じます。

まず初めにですけれども、提案理由でも申し上げさせていただきましたけれども、今回の一

部改正の主な点でございますけれども、市町村合併に関する法律の第16条の中に地方税法の特例がございます。愛西市の場合は、17年4月に合併して特定市となりました。合併市の市街化区域の農地の課税につきましては、合併が行われた日の翌年の賦課期日、18年の1月1日とする年度から5年度分、ちなみに18年度分から22年度分の固定資産税につきましては、従前の例によるとされておりましたけれども、23年度にこの特例の期限が到達いたしますので、市街化区域内農地、生産緑地を除くわけでございますが、農地の課税を宅地並み課税にするため、地方税法の規定により、23年度から26年度まで、税額の急激な上昇を抑えるための軽減措置といたしまして、調整率を使用して固定資産税額を算定することとなりましたので、前もって触れさせていただきました。

それでは、附則の第11条第6号から順次御説明を申し上げます。

まず、11号の第6号でございますけれども、特定市となったことによりまして、市街化区域内農地の課税が農地並み課税から宅地並み課税とするために、固定資産税の算定方法を宅地等と同様の方法によるものとしております。

11条の第8号でございますけれども、愛西市におきましては、中部圏開発整備法で都市整備区域にある特定市となり、市街化区域農地が新たに特定市街化区域農地となった場合におきましては、平成5年度から適用の市街化区域農地と同様の措置といたしまして、調整率を使用するものとうたわれております。

附則の13条の2第1項でございますけれども、市街化区域農地の本則となる課税標準額を得るために、評価額に3分の1を掛けた後に、23年度から26年度までは税額の急激な上昇を抑えるための経過措置といたしまして、調整率を使用いたしまして固定資産税額を算定いたします。

13条の2第2項でございますけれども、第1項の調整率を使用しております年度中に、地目の変換によりまして市街化区域農地となった場合、その翌年度の賦課期日によりまして、調整率をして固定資産税額を算定するものでございます。

13条の2第3項でございますけど、市の区域におきまして市街化区域の変更があった場合、生産緑地地区の区域の農地に該当しないこととなった場合などによりまして、市街化区域農地として課税されることとなったもので、この場合におきましては、課税されることとなった年度より調整率を使用して固定資産税を算定するというものでございます。

13条の3第1項につきましては、地方税法349条の3、附則第15条の2及び附則第15条の3によりまして、課税標準の特例を受けております市街化区域農地を除きます、市街化区域農地におけます固定資産税額の算定方法がうたわれておるわけでございます。

附則の13条の3第2項におきましては、第1項で行いました算定方法が当該年度分の評価額に特例率の3分の1を掛けた後に、さらに10分の8を得た額を超えた場合におきましては、10分の8を掛けて得た額を固定資産税額とするという上限でございます。

おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。

13条の3第3項におきましては、第1項で行いました算定方法が、当該年度分の評価額に特例率の3分の1を掛けた後に、さらに10分の2を掛けて得た額に満たない場合は、10分の2を

乗じた額を固定資産税額とするという、下段ということでございます。

13条の3第4項は、第1項で行いました算定方法が、当該年度分の評価額に特例率の3分の1を掛けた後に、さらに10分の8を掛けて、超えている場合におきましては、前年度と同額に税を据え置くというものでございます。

13条の4第1項におきましては、本年1月1日の賦課期日に課税地目が市街化区域農地であった農地で、農地の所有者が本年12月末までに開発行為の許可の申請等、計画的な宅地化のための手続を開始したことを市長の認定を受けて、平成24年の12月までに開発行為の許可、宅地化のための計画策定等がなされたことについて、市長の確認を受けた場合に、その土地の税額について免除及び減額がされるということをおたっております。

13条の4第2項につきましては、第1項の認定を受けようとする農地の所有者におきましては、地方税法施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類、1から2ですけれども、その書類を添付して申告しなければならないということございまして、申告期限につきましては、24年の1月31日でございます。

13条の4第3項におきましては、第1項で宅地化のための計画策定の期限を24年12月末と定めております。その期限までに計画策定がなされない場合に、農地所有者におきましては、地方税法施行規則の附則第8条の3第2項第2号に掲げます書類を添付いたしまして、期限延長の申請を25年1月31日までに市長に提出しなければならない規定でございます。

附則の第13条の4第4項におきましては、固定資産税額の免除または減額のための確認を受けようとする農地所有者におきましては、地方税法施行規則附則第8条の3第2項3号に掲げます書類を添付いたしまして、25年1月31日までに市長に申告しなければならない規定でございます。

最後の14条でございますが、愛西市が特定市となったことによりまして、附則第13条の3で特定市街化区域農地の算定方法が追加されました。税条例の第63条で、固定資産税の免税点についておたっておりますけれども、この追加となった附則第13条の3についても、同様に取扱うというものでございます。

お戻りをいただきまして、附則でございますけれども、第1条につきましては、施行期日を平成23年4月1日からとするものでございます。

経過措置でございますけど、第2条におきましては、合併前の市街化区域内の農地の固定資産税については、従前の例によりということで、今回の改正におきましては平成23年度からの適用となります。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。時間も大分経過いたしております。休憩をとりたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

10分休憩をとりまして、再開は11時10分といたします。よろしく申し上げます。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第5号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第5号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由及びその内容説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、医療費の増嵩に伴い、国民健康保険税を改定し、国保財政の円滑な運営を図るため、改正する必要があるからでございます。

1枚はねてください。

愛西市条例第5号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものであります。

内容に入る前に少し基本的な考え方を御説明したかったんですが、市長の方から、本日の市長招集あいさつ並びに施政方針の中で述べていただきましたので、そちらの方とダブりますので、私の方からは割愛をさせていただきますが、1点、説明に入る前にお願いを申し上げたいと思います。

このたび、後から説明に入ると思います、国民健康保険特別会計の中でも申し述べますが、一般会計からの繰入金を多くお願い申し上げておりますし、これも蛇足になるかもしれませんが、旧4町村の平均税率で求めた調定額とこのたびの改正案の税率で求めた調定額を比較いたしますと、改正案の額の方が低くなっておりまして、0.6%の減となるということも申し添えさせていただきますと思います。

それでは内容説明に入りますが、改正の内容が多いために、若干説明が長くなるかもしれません。お許してください。

内容につきましては、議案第5号別紙の資料であります愛西市国民健康保険税条例の一部改正の新旧対照表の方で説明をさせていただきますと思いますので、そちらの方をごらんください。3枚はねていただくと出てくると思います。

第3条第1項中「100分の4.5」を「100分の5.0」に改める。これは国民健康保険の被保険者

に係る所得割額でございます。

第4条中「100分の22.7」を「100分の18.7」に改める。これは国民健康保険の被保険者に係る資産割額であります。

第5条中「1万8,700円」を「2万2,000円」に改める。これは国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額でございます。

1枚はねて、2ページの方をごらんください。

第5条の2第1号中「1万9,900円」を「2万2,000円」に改める。これは国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額における特定世帯以外の世帯についての額でございます。

その下段の同条第2号中「9,950円」を「1万1,000円」に改める。これにつきましては、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額における特定世帯についての額でございます。

第6条中「100分の1.0」を「100分の1.6」に改める。これは同後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございます。

第7条中「100分の4.6」を「100分の3.8」に改める。これは同後期高齢者支援金等課税額の資産割額を示すものでございます。

第7条の2中「3,800円」を「8,000円」に改める。これにつきましては、同後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございます。

第7条の3第1号に定める特定世帯以外の世帯では、「4,000円」を「6,000円」に改め、第2号に定める特定世帯では「2,000円」を「3,000円」に改めるものでございます。これは、同後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございます。

その下段、3ページをお願いいたします。

第8条中「100分の0.45」を「100分の1.2」に改める。これは介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございます。

第9条中「100分の3」を「100分の2.5」に改める。これは介護納付金課税被保険者に係る資産割額でございます。

第9条の2中「5,000円」を「8,000円」に改める。これは介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございます。

第9条の3中「4,000円」を「6,000円」に改める。こちらは介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額でございます。

次に、国民健康保険税の減額についてであります。2枚はねていただいて、4ページをごらんください。

第23条第1号におきまして、6割軽減を7割軽減に改めるもので、アでは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者1人につきまして「1万1,200円」を「1万5,400円」に改め、イでは、同世帯別の平等割額において、特定世帯以外の世帯にあっては「1万1,940円」を「1万5,400円」に改めるものでございます。なお、数値の表記につきましては、従来からの表記に改めるということで、このような表記にさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。特定世帯にあっては「5,970円」を「7,700円」に改め、ウでは、同後

期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者1人につきまして「2,280円」を「5,600円」に改め、エでは、同後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額において、特定世帯以外の世帯にあつては「2,400円」を「4,200円」に改め、特定世帯にありましては「1,200円」を「2,100円」に改め、またオにおきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金の課税、被保険者1人につきまして「3,000円」を「5,600円」に改め、カにおきましては、同世帯別平等割額1世帯につきまして「2,400円」を「4,200円」に改めるというものでございます。

次に、その下段の5ページをお願いいたします。

同条第2号において、4割軽減を5割軽減に改めるものでございまして、アにおきましては、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者1人について「7,480円」を「1万1,000円」に改め、イでは、同世帯別平等割額において、特定世帯以外の世帯にあつては「7,960円」を「1万1,000円」に改め、特定世帯にあつては「3,980円」を「5,500円」に改めまして、ウにおきましては、同後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者1人について「1,520円」を「4,000円」に改め、エでは、同後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額におきまして、特定世帯以外の世帯にあつては「1,600円」を「3,000円」に改め、特定世帯にあつては「800円」を「1,500円」に改めまして、オにおきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を介護納付金課税被保険者1人につきまして「2,000円」を「4,000円」に改め、カにおきましては、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額1世帯について「1,600円」を「3,000円」に改めるというものでございます。

次に、この第23条の2割軽減の1条文を第3号としてつけ加えるというものでございます。これにつきましては、5ページの下段から、1枚はねて6ページに記載がしてございますので、あわせてお目をお移しいただき、御説明をお聞きいただきたいと思います。

アでは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、被保険者1人につきまして4,400円、イでは、同世帯別平等割額において、特定世帯以外の世帯にあつては4,400円、特定世帯にあつては2,200円、ウでは、同後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者1人について1,600円、エにおきましては、同後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額において、特定世帯以外の世帯にあつては1,200円、特定世帯にあつては600円、オにおきましては、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者1人につきまして1,600円、カにおきましては、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額でございまして、1世帯について1,200円というものでございます。

その下段、7ページをお願いいたします。

第25条第1項第3号中、括弧書きの部分、（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限る）を削るというものでございます。

ここで、一部改正条例の本文である附則へお戻りをいただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は公布の日から施行し、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成22年4月1日から

適用する。

また、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定（第25条を除く。）につきましては、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

なお、資料2を添付してございます。例示のシミュレーションを試してみましたので、後ほどごらんいただければと思います。よろしく願いをいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、続きまして議案第6号：愛西市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由及びその内容説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、出産育児一時金支給額の改定のため、改正する必要があるからであります。

1枚はねてください。

愛西市条例第6号：愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険条例（平成17年愛西市条例第111号）の一部を次のように改正するものであります。

内容につきましては、議案第6号別紙の資料、愛西市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、そちらの方をごらんください。

第5条で規定をしております出産育児一時金の支給額、「38万円」とあるものを「42万円」に改めるものでございます。

ここで、一部改正条例の本文、附則の方へお戻りをいただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

また経過措置として、施行日前に出産した被保険者についての措置を定めております。

よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第7号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議案第7号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第7号について説明申し上げます。

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、幡豆郡消防組合及び西尾幡豆広域連合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、協議する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更するという事で、議案第7号資料、新旧対照表をお願いいたします。

まず最初に1ページでございますけれども、第5条におきましては、一色町、吉良町、幡豆町、幡豆郡消防組合、西尾幡豆広域連合の脱退に伴いまして、議員の定数を「14人」から「13人」に削減するものであります。

別表第1でございますけれども、加入をしております市町村名の列記でございます。本年4月1日に、今言いました一色町、幡豆町及び吉良町が西尾市へ編入合併されるに伴いまして、改正前の上から4行目から5行目の3町、並びに11行目、幡豆郡消防組合、12行目から13行目にかけて西尾幡豆広域連合を脱退するために改正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。同様の理由によりまして、別表第2におきましては、組合議員選挙区の定数を定めてございます。今と同様に、一色町、吉良町、幡豆町の3町と、幡豆郡の消防組合、西尾幡豆広域連合の脱退に伴いまして、第4区の議員の定数を「3人」から「2人」に削減するものでございます。

お戻りをいただきまして、附則の第1項でございますけれども、平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、現在在職されておられます議員におきましては、次の一般選挙が行われるまでの間は、引き続き議員をお務めいただく規定でございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・議案第8号：海部地区水防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、議案第8号について説明申し上げます。

海部地区水防事務組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、海部地区水防事務組合格約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、小切戸川の一部が二級河川「西條小切戸川」として指定されたこと、及びこれにより小切戸川の区間も変更されたことに伴い、海部地区水防事務組合格約を変更することについて、協議する必要があるからであります。

はねていただきまして、海部地区水防事務組合格約の一部を変更する規約。

海部地区水防事務組合格約の一部を次のように変更するというので、これにおきましても、議案第8号の資料の新旧対照表をお願いいたします。

別表第1でございますけれども、防護対象の河川及び海岸が規定されております。二級河川に指定がされております小切戸川の区域内におきまして排水機場が整備されたことに伴いまして、排水先が変更となりましたので、河川が分断されました。よって、小切戸川の区域を資料のとおり右・左岸を改めますとともに、新たに「西條小切戸川」が新規に河川指定されたことによりまして、追加をお願いするものでございます。

お戻りをいただきまして、附則でございますけれども、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行し、平成22年11月19日から適用するものであります。

以上で議案第8号の説明とします。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第9号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第9号について説明をさせていただきます。

議案第9号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年3月31日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合格約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、平成23年4月1日から幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域が西尾市に編入されることに伴い、愛知県後期高齢

者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を変更することについて、協議する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

それでは内容の説明をいたしますので、1枚はねていただきまして、別添資料の愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第8条第2項中「13まで」の次に（選挙区分9を除く。）を加え、同条第5項中「選挙区分14」とありますのを「選挙区分9及び14」に改めるものでございます。

別表第2の9の項中「、一色町、吉良町、幡豆町」を削ります。

恐縮ですが、もとに戻っていただきまして、附則の方をごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規約は、平成23年4月1日から施行するというものでございます。以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、議案第10号について説明をさせていただきます。

議案第10号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について。

愛西市総合斎苑の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、1. 施設の名称、愛西市総合斎苑。2. 指定管理者となる団体、津島市宮川町一丁目72番地、あいさい市総合斎苑管理グループ、代表者 イージス・グループ有限責任事業組合、構成団体 三和テクノ株式会社。3. 指定の期間でございますが、平成23年9月1日から平成28年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市総合斎苑の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果をつけさせていただいております。後ほどお目を通していただきたいと思っております。

なお、上記グループの構成団体1社に関しまして、滋賀県道路公社の料金徴収業務受諾をしております者がありますが、選定後不適切な行為があったということの情報が寄せられましたので調査を行いました。しかし、愛西市総合斎苑指定管理者募集要項等に定めたものの不適合

事項に該当しなかったということを、あわせて御報告させていただきます。

以上、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第11号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・議案第11号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第11号：平成22年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7億6,460万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額を227億2,619万8,000円とするものでございます。

補正の今回の主な内容につきましては、国の緊急総合経済対策といたしまして、22年度補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな交付金、また地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の交付対象事業についての追加と、それから各項目におきまして事業費の確定、あるいは決算見込み等精査による減額などの内容でお願いをするというものでございます。

それでは、今回の一般会計の補正予算、私の方から一括して、主な内容について歳出から順に御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、17ページ、18ページをお開きください。

最初に、1款議会費の関係でございますが、補正額といたしまして799万3,000円の減額でございます。内容につきましては、期末手当の減額と旅費及び議会会議録の印刷製本費等、これは内容を精査いたしまして、それぞれ減額をするというものでございます。

次に、2款総務費の関係でございます。1億8,671万9,000円の追加でございます。1項総務管理費の電子計算費関係におきましては、機器更新等に係る事業費の精査、あるいは負担金の確定等によりまして、システム保守委託料、またシステム借上料及び電子自治体推進協議会負担金等につきまして、それぞれ減額をお願いするという内容でございます。

次に、基金費の関係でございますが、これは各基金から生じた利子の積立金をお願いするという内容でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。

目の16といたしまして、地域活性化・きめ細かな交付金事業費で1億7,439万9,000円を計上いたしました。これは平成22年10月8日以降に予算計上され、実施される事業に限るという前提条件が示されております。したがって、23年度実施予定の事業から地域の活性化ニーズに応じた五つの事業を対象事業として、工事費、それに関連する委託料について予算化をお願いしております。

それでは、内容について御説明申し上げます。



まず一つが、保育園空調設備工事といたしまして441万7,000円追加をお願いいたしました。これは、佐屋中央、佐屋北、佐織保育園3園の乳児保育室等に空調設備を整備するというものでございます。それから二つ目といたしまして、側溝・舗装工事6,600万円を計上いたしました。これは市の幹線道路について実施をするという内容でございます。それから三つ目といたしまして、小学校扇風機設置工事5,800万円。これは小学校13校、普通教室167、特別教室65に扇風機を整備するというものでございます。四つ目といたしまして、小学校排水施設改修工事728万7,000円。これにつきましては、市江小学校の公共下水接続工事を実施するというものでございます。それから五つ目といたしまして、中学校扇風機設置工事に2,525万円。これは佐織中学校を除きます中学校5校、普通教室62、特別教室39に扇風機を設置するという内容でございます。六つ目といたしまして、佐屋公民館床面改修工事に997万5,000円を計上したという内容でございます。

続きまして、目17の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業では、4,243万6,000円を計上いたしました。この事業につきましても、きめ細かな交付金事業と同様に、平成22年10月8日以降に予算計上される事業に限るという前提条件が付されております。この事業につきましては、知の地域づくり等に対する事業を支援するという事業分野から、二つの事業を対象事業として計上しております。

一つが、学校図書室図書管理システム導入委託料で2,196万円。これは小学校4校、北河田、勝幡、草平、西川端の4校。そして中学校5校、佐屋、永和、八開、佐織、佐織西へ導入を図るものでございます。それから、二つ目の図書館システム更新設定委託料980万9,000円。これにつきましては、市の中央図書館システムの更新を図る、こういった経費に充当させていただきました。また、学校図書室図書館管理システム導入に関連する備品購入についても、今回あわせて予算計上をさせていただいておるという内容でございます。この地域活性化交付金事業につきましては、いずれも翌年度より繰り越し執行するというものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3款民生費の関係でございます。2億3,764万1,000円の減額でございます。1項社会福祉費では、障害福祉サービス、自立支援医療の利用者の増加によりまして、負担金、補助金、扶助費についてそれぞれ追加をお願いするという内容でございます。

続きまして、ちょっとページがまたぎますけれども、21、22ページをお開きください。

2項の児童福祉費の関係でございますが、これは子ども手当給付費等、それぞれ項目に補正予算を上げてございますけれども、いずれの項目につきましても、実績見込み等精査をいたしまして減額するという内容でございます。

それから、3項の生活保護費の関係でございますけれども、これは前年度事業費精算による返還金等、それから保護世帯の増によりまして、扶助費についてそれぞれ追加をお願いするという内容でございます。

それから、4款の衛生費の関係でございますが、5億4,060万円の減額でございます。これは1項保健衛生費におきまして、新型インフルエンザワクチンの接種費用を初め、予防接種、

検診委託料、また総合斎苑建設工事等、各事業実績の見込み、あるいは事業費の確定等によりまして減額をお願いするという内容でございます。

それから6款の農林水産業費の関係でございますが、4,529万2,000円の減額でございます。1項農業費におきまして、これも次のページとちょっとまたぎますけれども、事業費の確定によりまして工事費の減額、また次ページでは土地改良施設整備事業関連におきまして補助金を減額し、また一方で県営事業負担金1,070万8,000円、これは県営事業の事業費が確定したということで、負担金の追加をお願いするという内容でございます。

それから8款の土木費の関係でございますが、7,107万9,000円の減額をお願いしております。1項土木管理費では、道路台帳整備委託料を、また2項道路橋梁費では、事業費の精査によりまして、工事費とそれに関連いたします委託料について減額をお願いするという内容でございます。また3項の都市計画費の関係でございますが、これは国の耐震化緊急支援事業によりまして、これまでの耐震改修費の補助に加えまして、愛西市80万円でございますけれども、その補助に1戸当たり30万円の上乗せをするという事業の実施でございます。10戸分300万円の追加をお願いするという内容でございます。なお、この事業につきましても、23年度に繰り越しをし実施するというものでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、10款の教育費の関係でございますが、4,872万2,000円の減額でございます。2項小学校費におきまして、事業費の確定によりまして建物耐震補強工事を減額し、またこれもページをまたぎますけれども、小・中学校教育振興費におきまして、準要保護児童、また児童就学援助認定者の増加によりまして、それぞれの項目におきまして扶助費の追加をお願いするという内容でございます。

以上が歳出補正予算の内容でございます。

恐れ入りますけれども、お戻りをいただきまして、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の設定をお願いしております。これは、先ほど地域活性化、それから耐震緊急支援事業の関係でもお話を申し上げましたように、いずれの事業も年度内の事業完了が困難であるということから、23年度に繰り越しをしたいということで、繰越明許費の設定をお願いするというものでございますので、よろしく願いをいたします。

次に5ページをお開きください。

第3表の地方債の補正の関係でございますが、これは事業費の確定並びに補助金の交付に伴う財源充当により、それぞれ借入限度額の変更をお願いするという内容でございますので、よろしく願いをいたします。

それで、歳入関係につきましては9ページから16ページに記載をしておりますが、先ほど申し上げましたそれぞれの各事業、特定財源としての事業費の確定等によります国・県支出金等の補正を初め、各基金の利子の追加や市債を減額するという形の内容をお願いしております。

また、一般財源の関係でございますけれども、調定額の見込みにより市税を減額し、また地方交付税におきましては、緊急総合経済対策に伴う、これは再算定がございまして、その再算定によりまして普通交付税で1億3,649万2,000円の追加を見ております。そういった内容で今

回補正を申し上げました。最終的には、財源調整といたしまして、財政調整基金を減額し、収支均衡を図っております。こういった内容で今回3月補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・議案第12号：平成22年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第12号の平成22年度土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3億2,800万6,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますけれども、ここに記載させていただきましたとおり、基金から生じました基金利子分といたしまして64万2,000円を追加するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、基金利子分といたしまして64万2,000円を基金に積み立てる補正でございます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・議案第13号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第13号の説明をさせていただきます。

議案第13号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明でございます。

まず、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ5,874万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ71億7,098万3,000円とし、直営診療勘定におきましては、歳入歳出それぞれ11万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億5,742万円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳出関係でございます。

補正予算書の8ページから9ページをお開きください。

まず6款の共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金において高額医療費拠出金が固まってまいりましたことに伴いまして2,879万9,000円の追加を。さらには4目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、保険財政共同安定化事業拠出金が固まってまいりましたことに伴いまして3,043万2,000円の追加をお願いしております。また9款基金積立金におきましては、基金利子額の確定に伴いまして、基金積立金を48万2,000円減額と、それぞれお願いをいたしておるものでございます。

補正予算書の6、7ページをお開きください。

歳入におきましては、2款国庫支出金におきまして、同支出金の交付決定により46万7,000円を追加し、6款共同事業交付金におきましては3,816万4,000円を追加、そして7款財産収入、1項財産運用収入の中にあります利子及び配当金におきましては、先ほども申し上げましたように、基金の利子が確定をしましてまいりましたことに伴いまして48万2,000円を減額して、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきましては2,060万円の追加計上をお願いするものでございます。

次に、直営診療施設勘定の関係でございます。

こちらにつきましては、その勘定会計の補正予算、6、7ページ及び8、9ページをごらんいただきますと、こちらは基金利子額の確定に伴っての歳入歳出とも11万1,000円の追加をお願いしているものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

お昼の時間も近づいてきました。

ここでお諮りいたします。お昼の休憩としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、再開は13時30分といたします。よろしくお願ひいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、再開いたしたいと思ひます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第14号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議案第14号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、議案第14号：平成22年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,132万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億721万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費でございます。840万1,000円の減額でございます。12節役務費、13節委託料、それぞれ実績見込みによりまして減額をさせていただきますものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金でございます。6,972万7,000円の補正でございます。25節積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金、これは保険料の前年度精算分でございます。それから介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、これは利子分でございます。それぞれ積み立てるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをごらんください。

歳入でございます。

1款保険料、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金、はねていただきまして8款の一般会計繰入金、10款の諸収入でございますが、これらにつきましては、先ほどの地域支援事業費の減額に伴いまして、それぞれ負担割合に応じて減額するものでございます。

7ページ、8ページに戻っていただきまして、7款の財産収入でございますが、こちらにつきましては80万6,000円の増額補正でございますが、これは基金の利子でございます。

もう一度、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

9款の繰越金でございます。6,892万1,000円、前年度繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第15号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・議案第15号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第15号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5,381万9,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,988万円とするものでございます。

歳出から御説明させていただきます。

11ページ、12ページをごらんください。

1款事業費でございますが、施設管理費の委託料につきましては、事業精査の結果、佐屋地域の管理組合維持管理請負料につきましては814万5,000円の増額を、立田地域の管理組合維持管理請負料につきましては141万9,000円の増額をそれぞれさせていただいております。環境保全30万円につきましては、脱水汚泥の処理でございます。

また、コミュニティ・プラント事業の施設管理費の委託料でございますが、永和台の管理組合維持管理請負料につきましても、事業精査に伴い増額となっております。

3款事業基金積立金につきましては、各組合の前年度余剰金について追加補正を今回お願いするものでございます。

続いて、歳入でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましても、歳出と同様、事業精査に伴いまして、加入分担金並びに使用料についてそれぞれ減額となっております。維持管理分担金につきましては、増額とさせていただいております。

基金預金利子、一般会計からの繰入金につきましても、それぞれ補正をお願いするものでございます。

基金繰入金につきましては、佐屋、立田地域の基金より繰り入れをお願いするものでございます。

前年度繰越金、雑入の各組合の前年度余剰金につきましても、事業精査によりましてそれぞれ補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第16号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第20・議案第16号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第16号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,231万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,151万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明させていただきます。

9ページ、10ページをごらんください。

1款総務費、事業基金積立金につきましては、前年度繰越金、基金利息であります。流域下

水道事業費、下水道維持管理費につきましては、当初計画より接続がふえ、負担金の増額をさせていただきます。

続いて歳入でございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

事業精査に伴いまして、基金預金利子を増額させていただいております。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第21・議案第17号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第21・議案第17号：平成23年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第17号：平成23年度愛西市一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元に配付をさせていただいております「平成23年度当初予算の概要書」がございますけれども、それに基づきまして順次御説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、概要書の2ページ、3ページをお開きください。

23年度の一般会計予算の総額につきましては225億7,600万円となりまして、前年度当初予算額に対しまして3.5%の増となりました。

それでは、予算の主な内容につきまして、引き続き概要書に基づき御説明をさせていただきます。

まず最初に、歳入の関係につきまして、総務部長の方から説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

##### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、歳入について説明をさせていただきますので、2ページの方をごらんいただきたいと思います。

第1款市税から順次説明をさせていただきます。

市税の総額といたしましては67億390万1,000円で、前年度に引き続きまして2億5,737万円の減額予算となっております。その内訳でございますけれども、内訳書につきましては、予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

1項の市民税の現年課税分でございますけれども、30億3,800万円の計上をいたしてございまして、前年度と比較をいたしまして1億9,670万円の減額となっております。要因でございますけれども、個人分におきまして、経済の悪化によりまして所得の収入が伸びないというようなことで、所得の伸びが見込めないためにこのような計上予算となっております。

次に、2項の固定資産税の現年分でございますけれども、33億3,500万円でございます、前年度と比較をいたしますと5,060万円ほどの増額計上となっております。増額の要因といた

しましては、家屋の新增築並びに家屋の軽減切れなどが上げられます。

3項の軽自動車税でございますけれども、これにつきましては前年度並みで計上をさせていただいております。

4項の市たばこ税の関係でございますけれども、これにつきましては1億6,000万円計上いたしておりまして、前年度と比較いたしまして大幅な減額計上となっております。減額の要因でございますけれども、これにつきましては、昨年の10月から販売金額に改正が伴っておりますので、それに伴うものということで理解をいたしております。

続いて、企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、恐れ入ります、再び概要書の2ページの方をお目通しいただきたいと思います。

それでは、先ほど部長の方から市税の関係の説明がございましたので、それ以外の交付金等、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

まず、4款の配当割交付金で50%減と、対前年比に対し大きな減少となっておりますが、これは前年度の収入見込み等を勘案し、23年度計上をいたしました。

次に、7款の自動車取得税交付金でございますけれども、これは低燃費車等、エコカーでございますけれども、これに対する減税措置の継続や、自動車の取得減が予想されるという地方財政計画の方のそういった傾向も示されておりました、対前年比11.8%減の1億5,000万円を計上しております。

次に、9款の地方交付税の関係でございますが、これは国の出口ベースの見込み、また前年度の実収入額等を勘案いたしまして、対前年比7.2%増の46億1,000万円を計上いたしました。

次に、11款分担金及び負担金の関係でございますが、これは内容的に保育所運営費保護者負担金等の減によりまして、対前年4.4%減の5億6,297万8,000円を計上しております。

次に、12款の使用料及び手数料の関係でございますが、これは道路占用料の見直しによります道路使用料の減、あるいは体育館の指定管理者導入によります体育館使用料の減などが要因でございまして、対前年比5.8%減の1億7,443万2,000円を計上いたしました。

次に、13款の国庫支出金の関係でございますけれども、これは御案内のとおり、子ども手当給付負担金の増、あるいは土木費の社会資本整備交付金等の増によりまして、対前年比15.1%増の25億947万1,000円を計上しております。

次に、14款の県支出金の関係でございますが、これは22年度国勢調査、あるいは参議院選挙、県知事選挙等委託金がございまして、それらの委託金の減等によりまして4.3%減の11億9,092万5,000円を計上いたしました。

次に、17款の繰入金の関係でございますけれども、これは先ほど部長の方からも説明がございましたように、市税の減、あるいは国保会計への繰入金等の要因等ございまして、一般財源として財政調整基金を取り崩す要因があったわけでございますけれども、対前年比56.2%増の18億3,296万2,000円を計上いたしました。

次に、20款の市債でございますけれども、これは対前年比6.3%減の31億3,580万円を計上い



たしました。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。

最初に総務部長の方から説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは議会費と総務部所管の関係について御説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

初めに、4ページの1款の議会費をお願いいたします。総額といたしましては3億456万8,000円の計上でございます。前年と比較をいたしまして7,882万5,000円の増額となっております。増額の要因でございますけれども、市長の招集あいさつでもございましたように、地方議会の議員年金制度の見直しによりまして、総務省の対応方針が示されまして、地方公共団体の予算措置が必要となりましたので、予算計上をさせていただきました。

次に、5ページをお願いいたします。

人事秘書課所管でございます。

2款総務費の1項総務管理費、1目の一般管理費の臨時職員の賃金でございます。4,562万3,000円の計上で、大幅な増額となっております。この要因でございますけれども、従来、主に育児休業等を除きます臨時職員分につきましては、それぞれ各課で計上をいたしておりました。23年度から専門職を除くすべての臨時職員分を人事秘書課所管として、総務管理費で一括計上をしたためによるものでございます。

次に、委託料の中で、新人事給与システム導入委託料2,490万1,000円と、同システムの借上料181万2,000円を計上してございます。現在導入をいたしております人事給与システムでございますけれども、合併前のところで合併特例交付金を活用して購入いたしております。導入から6年が経過いたしまして、ソフト面が機能的にも十分でなく、事務の効率性が欠くようになってまいりましたので、今回、新たにシステムの導入ということでございます。導入されますと、現行システムに加えまして、時間外勤務管理、休暇管理などの職員の勤怠管理のシステム化を実施することによりまして、正確なデータ収集及び事務の効率化を図るものでございます。

続きまして、2目の秘書費の賞賜金でございますけれども、スポーツ及び芸術文化等賞賜金として70万円の計上でございます。従来におきましては、アマチュアスポーツ競技の全国大会出場に対して支給しておりました助成金を、スポーツのみに限定するのではなくして、芸術文化の振興等に寄与した個人とか団体の皆様にも対象を広げ、その趣旨から、助成金を賞賜金として改めさせていただいたものでございます。

おめくりをいただきまして、6ページをお願いいたします。

3目の文書広報費でございますけれども、市勢要覧の作成委託料として352万8,000円の計上でございます。昨年度に引き続きまして、本年度におきましてはデザインとかイラストの作成、一部本文の中で英訳等を翻訳して、23年度に印刷製本をして完成ということでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、総務課所管の説明を申し上げさせていただきます。

1項の総務管理費の中で、1目一般管理費におきまして、地域公共交通会議報償金を新規計上してございます。公共施設巡回バスの運行見直しを進めておる中におきまして、地域公共交通会議を立ち上げまして、交通関係機関の御意見等をお聞きし、改善に向けて検討を行いたく計上させていただきました。

7ページ中段をお願いいたします。

男女共同参画プラン策定委託料といたしまして262万5,000円の計上でございます。現在の第1次のプランの計画期間が平成23年度で終了となりますので、24年度からの第2次計画の策定に伴う経費でございます。

8ページ中段をお願いいたします。

7目の統合庁舎整備費といたしまして5,006万4,000円の計上でございます。主な内容でございますが、統合庁舎の整備に向けまして、設計委託業務を23年度と24年度の2ヵ年継続事業で行うことといたしまして、本年度分につきましては全体の30%分、3,060万円を計上いたしております。また、設計業者を広く募集を行いたく、公募型プロポーザル方式によりまして選定するに伴い、審査委員の謝礼金といたしまして46万4,000円の計上もしてございます。

続きまして、安全対策課所管について申し上げます。

10ページの下段をお願いいたします。

7項防災費、1目災害対策総務費の委託料といたしまして、無線整備調査費並びに避難勧告等判断マニュアル作成費を計上いたしております。内容といたしましては、市民向けの情報伝達の無線整備に向けまして、同報無線を市内全域で整備を図る基礎資料として、23年度に電波調査を行いたく、このような計上でございます。また、避難勧告等判断マニュアルにつきましては、木曾川を初め、市内に存在いたします長良川、日光川、領内川の4河川を対象に、災害時における避難判断伝達基準を市民にお示しするマニュアル書を作成いたす経費でございます。

以上が総務部所管の主な事業でございまして、再度企画部長より御説明申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、企画部所管の主な予算について御説明申し上げます。

同じく11ページの下段の方の目10の企画費の関係でございます。

まず、報償費におきまして、仮称ではございますけれども、自治基本条例制定に向けて研修会として5回分の講師謝礼を計上いたしました。この基本条例に向けましていろいろ勉強会を重ねていく前提で、講師等を招いて研修会も実施したいという意図から、こういった形で報償費において講師謝礼を計上させていただきました。

それから、需用費の印刷製本費の関係でございますけれども、フレンドシップ継承事業基金を充当いたしまして、外国語併記、日本語と英語を併記したものでございますけれども、観光パンフレット作成費といたしまして380万1,000円を計上しました。なお、このフレンドシップ継承事業につきましては、23年度で一応終了ということになります。

12ページをお開きください。先ほどの印刷製本費の続きでございますけれども、上段の方に、先ほど触れました自治基本条例制定に向けての関連予算といたしまして、これは市民の皆さんの意見を多く取り入れまして、素案づくりの段階から協働でつくり上げていくべきものというふうに考えておりました、組織、具体的な進め方につきましては、今後、先進市を参考にしながら詰めていきたいという考えは持っておりますけれども、まず市民の皆さん方にも積極的に参加をしていただく考え方でありますので、その募集用のチラシの作成費として、15万円でございますけれども、計上をさせていただきました。

次に委託料の関係で、まちづくり市民会議活動支援委託料198万4,000円。これは22年度まで行政経営システム構築費に一括含まれておりましたものを、23年度、明確に企画費の方へ持ってきました。明確に位置づけたということで御理解をいただきたいと思っております。

次に委託料の関係でございますけれども、緊急雇用創出事業基金を充当した事業といたしまして、二つの委託事業を計上しております。

まず、愛西市ふるさとPR隊ということで546万1,000円。これはマスコットキャラクターの着ぐるみを活用したキャラバン隊を結成し、広く市内外でPR活動を展開する事業でございます。そしてもう一つが、統計データ整備事業600万円ということで計上させていただいておりますけれども、これは旧4町村から現在に至るまでの各種統計資料があるわけでございますけれども、その統計資料をデータ化したいということで、今回この緊急雇用を使ってそういった整備をしたいということで計上させていただいたものでございます。

それから、5項の統計調査費の関係でございますけれども、これは24年2月に実施されます、基幹統計であります経済センサスについて計上させていただきました。

それから、13ページの関係でございますけれども、防災コミュニティセンター建設費でございます。総額といたしまして7,467万9,000円計上させていただいております。予算書は78ページの防災費に計上させていただいております。現状の市の防災コミュニティセンターの配置並びに避難所の状況等を踏まえた中で、総合的な防災体制の確立を目指すため、市の防災コミュニティセンター整備計画書を策定しておりますけれども、その整備計画に基づき、これは議員各位御案内のとおり、要望書が出ておりました西保地区において、センター建設に向けて用地取得費、あるいは造成工事などの関連予算を計上させていただきました。

なお、先ほど申し上げました市の防災コミュニティセンター整備計画案につきましては、本日、議会終了後、全協において御報告させていただく予定でおりますので、あわせてよろしくお願いをしたいと思います。

企画部の関係につきましては、以上です。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部関係について御説明をさせていただきます。

18ページをごらんいただきたいと思っております。

概要書の18ページ、報酬の欄で、障害福祉計画策定委員会委員報酬、それから20ページをち

よつとごらんいただきたいと思いますが、委託料で障害福祉計画策定委託料を計上させていただいております。これは平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第2期障害福祉計画の計画期間が終了するに当たり、24年度から3年間を計画期間とする第3期の計画を策定するものでございます。

また戻っていただきまして、19ページでございますが、下から3行目の障害者就労支援施設管理運営委託料でございます。9月議会でもお願いをさせていただきましたが、四つの福祉作業所を就労支援施設といたしまして、自立支援法に位置づけられた施設として社会福祉協議会に指定管理者として運営を委託する指定管理料でございます。今後の運営に要する経費につきましては、こちらの指定管理料及び障害者自立支援給付費で賄われることとなります。

22ページをごらんいただきたいと思います。

扶助費でございます。22ページ、23ページ、24ページと扶助費が続きますが、それぞれ実績の推移等を考慮いたしまして予算計上をさせていただきました。

26ページでございますが、中段に生活扶助費がございます。現状の受給者の状況等を見まして予算を計上させていただきました。

それから27ページでございますが、下段の方でございます消耗品でございますが、この中の事業内容及び概要の中の、右の方にあります救急医療キット96万5,000円、その下の家具の転倒防止用金具1,600万円を新規計上させていただきました。救急医療キットは、65歳以上のひとり暮らし高齢者が病気になったとき、救急隊員や搬送先の病院などで適切な対応がとれるように配付するものでございます。円筒形の容器にかかりつけの医師、持病、服薬内容、緊急連絡先などを書き入れた救急情報シートを入れまして、冷蔵庫等で保管をしておいてもらうものでございます。それから家具の転倒防止用金具につきましては、29ページの方に取りつけ委託料として400万円計上させていただいておりますが、一連のものでございまして、65歳以上のひとり暮らし老人で金具等の取り付けを希望される方に、1世帯たんす等4組まで転倒防止用金具等を取りつけていくものでございます。なお、取り付けにつきましては、シルバー人材センターに委託を予定いたしております。

それから、少し飛びますが33ページをごらんいただきたいと思います。

中ほど、扶助費の欄でございますが、子ども手当給付費でございます。15億8,204万円計上させていただきました。3歳未満児1人当たり月額2万円、それ以外の子供さんにつきましては1ヵ月1万3,000円ということでございます。現行法につきましては、単年度法ではありませんけれども、政府につきましては、23年度、子ども手当法案を1月に衆議院に提出いたしました。3月末の成立を目指すということになっておりますので、予算を計上させていただきました。以上でございます。

続いて、市民生活部長から御説明をさせていただきます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは市民生活部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

当初予算案の概要書35ページの方から始まりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、保険年金課に関する部分でございます。概要書の35ページをお開きください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費におきまして、後期高齢者医療費市負担分としまして4億6,167万2,000円の計上をいたしております。また、後期高齢者特別会計繰出金といたしまして、1億4,116万5,000円を計上いたしました。

1枚はねていただいて、上段の方へお目をお願いしたいと思います。

ここでは、新たに目6といたしまして老人保健医療費を起こしております。その目の予算額、役務費と委託料と負担金がございますが、これをすべて足していただきますと、この目の予算額350万6,000円となりますが、この計上をさせていただきました。これは、改正前の老人保健法第33条を根拠に老人保健特別会計の設置が義務づけられておりましたけれども、平成19年度限りで老人保健制度が廃止されたことに伴いまして、一定の期間、つまり施行後3年間存続することが改正法にて義務づけられておりました。この期間が本年3月31日限りでなくなることから、老人保健特別会計は平成23年度から廃止といたしました。しかし、過誤納調整分等による請求がされることへの対応のために、先ほど申し上げましたような目を起こして、老人保健特別会計はなくなるということから、老人保健特別会計から一般会計へ移管して設けるものであります。したがって、22年度まで設けられておりました款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費における老人保健特別会計への繰出金の計上も、平成23年度よりお願いをいたしておりません。

次に、36ページの項2 児童福祉費、目7 福祉医療費におきましては、ゼロ歳から小学校6年生までの通・入院無料と、中学生の1年生から3年生、入院無料への助成のため2億6,900万円の予算の計上をさせていただきました。

その下段の方へお目を移していただきたいと思います。

環境課に関する部分でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費におきましては、総合斎苑指定管理委託料といたしまして2,758万円を、その下段でございますが、住宅用太陽光システム設置補助金といたしまして1,000万円、1枚はねていただきまして、38ページをお開きください。目5 公害対策費では、環境基本計画策定委託料として、2年計画を予定しておりますけれども、まず1年目832万7,000円を計上させていただきました。その下段をごらんいただきたいと思います。同目7の総合斎苑建設費といたしまして、設計監理委託料369万1,000円、建設工事費につきましては3億6,750万円、炉の設置工事費といたしましては3,532万2,000円、また祭壇等の総合斎苑備品購入費といたしまして6,300万円を計上させていただきました。これらにつきましては、本年9月の供用開始に向けてのものでございます。

次に、健康推進課に関する部分でございます。2枚はねていただいて、42ページの方をお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費、節13 委託料予算といたしまして、この部分で3億1,884万8,000円を計上しておりますけれども、その中でもこちらに記載のがん検診委託料

9,534万7,000円の中で、新たに大腸がん検診無料クーポン券事業を取り入れております。

さらに、その下段であります43ページの方をお願いいたします。ここでは子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種緊急事業委託料といたしまして8,271万9,000円を予算計上させていただきました。また扶助費といたしまして、新型インフルエンザワクチンの接種におきまして、生活保護世帯、市民税の非課税世帯助成のための経費939万8,000円の計上をお願いしております。これらにつきましては、接種に要する費用の一部を公費負担することによりまして対象者の負担軽減を図り、接種の促進を図るというものでございます。よろしくをお願いいたします。

次は、経済建設部長より御説明を申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、経済建設部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

概要書の50ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費、1項農業費、7目水田農業対策費におきまして、生産調整助成金として3,099万6,000円を計上いたしております。この内訳につきましては、麦、大豆の集団転作につきまして、1,000平米当たり1万円ということで958万円、またその種子代ということで同じく1,000平米当たり2,000円で191万6,000円、そして加工用米ということで、1俵当たり1,500円で1,950万円を計上させていただいております。

次に、52ページをお願いします。

5目の農業土木費関係でございますが、土地改良施設整備事業で8,555万3,000円の計上でございますが、これにつきましては、土地改良事業の補助金ということで計上させていただいております。

8目の排水対策費につきましては、農業水利施設保全対策事業、県事業でございますが、この負担金としまして2,748万5,000円を計上させていただきました。

次に、53ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費におきまして、活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するとともに、観光事業の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的に、愛西市観光協会の設立を計画してございまして、その設立準備委託料として720万円、そして設立後の観光協会への補助金としまして714万8,000円を計上させていただきました。

次に、55ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費におきましては、道路改良工事としまして1億3,030万円、土地購入費として1億3,950万円を計上させていただいております。そして、名鉄勝幡駅西の踏切対策工事に対する名鉄の負担金として1億7,000万円を計上させていただきました。

次に、56ページをお願いいたします。

4目の橋梁新設費におきまして、橋の長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を23年度から行っていきたいということで、橋梁修繕工事といたしまして1,228万5,000円を計上させていただ

きました。

次に3項都市計画費、1目都市計画総務費におきまして、勝幡駅周辺整備を図るため、踏切対策工事にあわせ、一部街路工事及び排水対策工事等として1億1,298万円を計上させていただきました。また、土地購入費といたしまして、海部津島土地開発公社からの買い戻し等の関係も含めまして、3億4,111万3,000円を計上させていただきました。よろしく申し上げます。

以上、経済建設部の主なものについて説明させていただきました。

続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、消防費について御説明申し上げます。

概要書の57ページをごらんください。

1目常備消防費であります。需用費、警防関係で、職員に個人貸与しております防火衣をセパレート型への更新に398万4,000円を計上させていただいております。この事業は5年計画で進めてきましたが、来年度で終了し、身体保護の安全性能が高い防火衣をすべての職員へ配備ができます。

車両修繕では、水槽車新NO<sub>x</sub>・PM法適合装置装着修繕料として471万6,000円を計上しておりますが、これは分署配備の水槽車が排ガス規制のNO<sub>x</sub>法により更新予定であります。適合装置を装着することにより使用期限の延長措置を図るものであります。

58ページをごらんください。中ほどにあります庁舎修繕につきましては、分署庁舎が雨漏りをしており、屋上の防水工事に128万、分署シャッター修繕に77万1,000円をお願いするものでございます。

1枚はねていただいて、60ページをごらんください。

救急備品として、来年度完成します新総合斎苑へAED設置費といたしまして48万8,000円、救命処置である気管挿管や薬剤投与ができる救急救命士を養成するために高度救命処置訓練人形一式の整備として423万2,000円を計上させていただきました。

61ページをごらんください。

上段の消防学校等教育につきましては、延べ33人の職員に教育及び病院研修等を受けさせて、専門的な知識、技能の向上を図るものであります。中ほどにあります負担金の左欄でございますが、海部地方消防指令センター共同運用に伴う負担金として1,850万を計上しておりますが、この消防指令センター共同運用につきましては、海部地方5消防本部で消防指令業務を共同で行うものでありまして、後ほどの本日の全協で資料により御説明させていただきます。

2目の非常備消防費につきましては、消防団の活動費及び施設の維持管理費でございます。旅費の費用弁償が昨年より105万減額となっておりますが、昨年、愛西市消防団の愛知県操法大会出場に伴う増額分を減額したものでございます。

はねていただきまして、63ページをごらんください。

消防施設費であります。消防水利事業によります整備事業により耐震性貯水槽1基、消火栓10基を整備し、防火水利の充実を図るものであります。下段にあります火の見やぐら等解体

工事であります。この事業は平成20年度より進めておまして、不用になった消防団車庫は今年度までですべて撤去することができました。あと火の見やぐらと水管干し場の解体で400万円計上しております。

消防費につきましては以上であります。

続いて、教育部長から説明申し上げます。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

第10款教育部関係の主な事業について御説明申し上げます。

概要書64ページをごらんいただきたいと思っております。

上段の教育委員会費の学校備品台帳データベース化委託料881万8,000円につきましては、現在学校が保有している備品台帳は、合併前の紙ベースのものと合併後のデータベースとが混在している現状でございます。緊急雇用創出事業を活用し、一本化するものでございます。

その下段で、学校環境整備委託料でございますが、この事業につきましても緊急雇用創出事業を活用し、学校敷地内の草刈り、樹木の剪定などの軽作業を行うものでございます。

下段の2目事務局費でございますが、防災等情報メール配信システム運用委託料185万9,000円でございますが、現在、学校のメール配信につきましては市のシステムを利用しておりますが、より安全で迅速に行うために日本気象協会データセンターを利用するシステムにするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、1ページはねていただきまして、66ページをお願いいたします。

小学校費の学校管理費の工事請負費、中ごろにございます364万4,000円でございますが、ケーブルテレビを利用し、緊急地震速報が校内一斉に放送できるようにするものでございます。なお、予算額は、耐震補強工事の完了に伴い大幅な減額になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、67ページをお願いいたします。

小学校費の教育振興費の消耗品費で大幅な増額となっておりますが、これにつきましては、新学習指導要領に基づく教科書改訂に伴う指導書の購入費3,611万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

1枚はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

中学校費でございますが、学校管理費の下から2段目です。工事請負費162万3,000円でございますが、小学校と同様に、緊急地震速報を校内一斉に放送できるようにするものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、1枚はねていただきまして、71ページをごらんいただきたいと思っております。

71ページ、社会教育費ですけれども、上から4行目、社会教育総務費で備品購入費239万1,000円を計上させていただいております。23年の2学期から新たに佐屋西小学校で放課後子ども教室を開設するための費用でございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

73ページの下から2行目でございます。2目の体育施設運営費の体育施設指定管理委託料1



億3,950万円につきましてですが、議会の方でいろいろ御審議をいただいております。また、指定管理施設から除いておりました塩田緑苑プールにつきましては、23年度は休止とさせていただく予定ですので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の欄でございますが、4目給食センター建設費でございます。現在PFI的手法によりSPC、いわゆる新会社でございますが、建設を進めておりますが、建物が完成後、合併特例債を活用し市の所有とするため、公有財産購入費12億1,086万6,000円を計上させていただいております。また、委託料としまして1,767万3,000円につきましては、新センター開業のための準備費でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、平成23年度一般会計予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第22・議案第18号：平成23年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、上程となりました議案第18号の土地取得特別会計予算について御説明をさせていただきますので、同じく概要書の76ページ、77ページをお開きいただきたいと思います。

23年度の愛西市土地取得特別会計の総額につきましては3億200万円でございます。前年度と比較をいたしますと7.7%の減額となっております。

歳出につきましては、1款土地開発基金費におきまして、基金利息といたしまして239万3,000円を基金に積み立てるものでございます。

2款土地取得費におきましては、公共事業用といたしまして先行取得ができる物件が生じた場合に購入したいという考えのもとに、2億9,960万7,000円の予算計上を行いました。

歳入といたしましては、基金利息並びに土地開発基金からの借入金2億9,960万7,000円を財源として計上してございます。

以上で、土地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第23・議案第19号：平成23年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第19号：平成23年度愛西市国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

概要書の78ページ、79ページをお開きください。

この特別会計につきましては、まず事業勘定の方から説明をさせていただきます。

この予算総額につきましては、73億7,890万9,000円でございます。前年度比105.3%と相りました。

事業勘定の歳入におきましては、国民健康保険税は見直し案で税率計算させていただきます。交付税などは所定の算定基準に基づきまして計上をさせていただきます。

歳出におきましては、医療費が伸びていることから保険給付費が50億5,580万5,000円で、前年度比104.7%、後期高齢者支援金等は9億2,896万2,000円で、前年度比100.4%と増加をいたしております。

続きまして、直営診療施設勘定につきまして説明をさせていただきます。

4ページはねていただいて、概要書の86ページをお願いいたします。

こちらの会計につきましては1億5,851万1,000円で、前年度比100.5%となっております。直営診療施設勘定におきましては、診療収入が減っていることから、運営準備基金より繰り入れをして予算編成いたしております。よろしく願いをいたします。

○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りをいたします。大分時間も経過しております。休憩をとりたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、10分ほど休憩をとります。再開は14時40分ということでよろしく願いいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第20号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第24・議案第20号：平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

議案第20号：平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、概要書の90ページの方をお開きください。

この特別会計の総額は6億3,021万円で、前年度比104.9%となっております。保険料分に係る広域連合納付金が6億2,032万3,000円となっております、そのほとんどを占めております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第21号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第25・議案第21号：平成23年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、介護保険特別会計の予算を御説明させていただきます。

92ページをごらんいただきたいと思います。

保険事業勘定の予算額につきましては、37億3,128万2,000円でございます。前年比106.3%となっております。

主な内容について御説明をさせていただきます。

94ページをごらんいただきたいと思います。

下段の委託料でございますが、委託料の中に第5期介護保険事業計画等策定委託料がございます。761万円の増額ということになっております。今回の計画の策定に当たりましては、日常生活圏域ごとのニーズ調査を実施することになっております。

続きまして、96ページ、97ページをごらんいただきたいと思います。

保険給付費並びに、97ページには予防給付費でございます。介護保険事業計画、あるいは高齢者等の推移、給付費の実績などを踏まえまして計上させていただいております。

続きまして100ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定でございます。サービス事業勘定の予算額につきましては3,433万4,000円でございます。前年比82.1%になっております。この予算につきましては、予防給付に係りますケアマネジメントの委託料が主な予算となっております。過去の実績等から今後の推移を予測いたしまして計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第22号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第26・議案第22号：平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第22号：平成23年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書の102ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出の総額としましては、8億9,884万5,000円でございます。前年比9.3%の増となっております。

主な内容につきまして説明させていただきます。

103ページをお願いいたします。

事業費におきます納付書等作成委託料774万3,000円につきましては、立田区域等の集落施設管理が市へと契約があり、そのために必要なシステム構築の予算であります。管布設等工事2,655万4,000円につきましては、早尾地区におきまして分譲住宅の計画があり、そのための中途加入工事等であります。補助金につきましては、平成22年度実績を精査し計上いたしました。施設管理費におきます修繕料につきましては、各区域におきます処理場等の修繕を計上しております。工事費としまして、西保処理場におきます屋根のふきかえ工事、佐屋中央処理場は前処理室の防食工事であります。補助金につきましては、立田地区におきます処理施設維持管理補助で、3年目であり、平成23年までとなっております。

104ページのコミュニティ・プラント事業として、佐屋の永和台地区管理組合分の予算を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第27・議案第23号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第27・議案第23号：平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（大島静雄君）

議案第23号：平成23年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書の105ページをごらんいただきたいと思います。

予算総額としましては12億5,497万1,000円と、前年比15%の増となっております。

主なものとしまして106ページをお願いいたします。

一般管理費におきます徴収事務手数料につきましては、平成22年度実績を精査し、計上いたしました。

107ページをお願いいたします。

浄化槽雨水貯留施設転用費につきましても、実績を精査し計上いたしました。

公共下水道施設管理費におきます公共下水道台帳等作成委託料につきましては、工事の進捗におきますデータ更新であります。

公共下水道施設建設費につきましては、平成23年度事業予定に基づきまして計上いたしました。

108ページをお願いいたします。

日光川下流流域下水道事業費におきます負担金の日光川下流流域下水道維持管理費につきましては、平成22年度接続及び平成23年度までの接続予定世帯を約1,500件見込み計上いたしました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第24号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第28・議案第24号：平成23年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（大島静雄君）

議案第24号：平成23年度愛西市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

この水道事業につきましては、大変恐れ入りますが、予算書の201ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、総則としまして、平成23年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとするとしまして、給水戸数は9,735戸、前年比50戸増でございます。年間総給水量は326万立方メートル。対前年比で1万立方メートルの減でございます。一日平均給水量は8,907立方メートル。対前年比50立方メートルの減とするものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入として、第1款第1項営業収益4億4,223万円、第2項営業外収益200万1,000円、第3項特別利益1万3,000円。

支出としまして、第1款第1項営業費用4億6,344万2,000円、第2項営業外費用1,234万6,000円、第3項特別損失761万9,000円、第4項予備費500万円とする赤字予算を組ませていただいております。

次に、1枚はねていただきまして、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入として、第1款第1項分担金782万4,000円、第2項工事負担金8,000万円、第3項他会計出資金123万9,000円。

支出としまして、第1款第1項建設改良費1億7,551万3,000円、第2項企業債償還金842万5,000円を計上しております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する9,487万5,000円につきましては、積立金

842万5,000円、過年度分損益勘定留保資金7,872万5,000円、当年度分消費税資本的収支調整額772万5,000円で補てんするものでございます。

次の第5条では、一時借入金で限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次の第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費6,103万5,000円を定めております。

次の第7条では、たな卸資産の購入限度額を572万8,000円と定めるものでございます。

本日の提出、市長名でございます。

次の205ページから実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、主な内容につきましては、概要書の方に戻っていただきたいと思っております。

110ページをお願いいたします。

まず収益的支出でございますが、内容的には昨年と同様で大きく変わってはおりませんが、ふえているものでは、原水及び浄水費の修繕費は浄水機の機械機器を維持するための定期的な修繕費として828万7,000円ほどを増額しております。

また、大きなものとしまして、111ページで、受水費として1億9,913万2,000円の県営水道の購入費がございました。

次に114ページの資本的支出でございますが、主なものとしましては、建設改良費の工事請負費で公共下水工事に伴います工事費1億550万9,000円を計上してございます。

また、営業設備費で定期取りかえのための量水器の払い出し費用として545万5,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、23年度予算の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・陳情第1号及び日程第30・陳情第4号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

お諮りいたします。日程第29・陳情第1号：大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情について、日程第30・陳情第4号：国民健康保険制度の改善と都道府県単位化（広域化）に反対を求める陳情についてを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって、提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・選挙第1号

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第31・選挙第1号：海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員には、現在近藤健一議員、鷺野聡明議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成23年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものでございます。任期は、平成25年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月9日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時55分 散会

